

# 福祉自動車の利用方法が変わります

## (令和8年4月1日から)

### ◎ 対象者(市内在住者またはその家族)

- 介護を必要とする高齢者の方
- 身体障害者手帳を所持し、車いすで日常生活を行う方
- 疾病等で一時的に車いすを必要とする方

※営利を目的とした利用、利用者が身体などに偏重の恐れがある場合は利用できません。

### ◎ 利用料金

- 無料

返却時に「指定給油所」で満タン給油と領収書の提出が必要です。

#### 【指定給油所】

本 所	(株)オートセールス龍 小舞木S令和	太田市小舞木町292
	両毛丸善(株) セルフ内ヶ島SS(コスモ石油)	太田市内ヶ島町780-1
	三愛リテールサービス(株) オーリステーションパワーモールおおた	太田市飯塚町703
西部支所	王鉄興業(株) プリンス市野井SS(アプロステーション)	太田市新田市野井町793-1
	赤尾商事(株) セルフ新田SS(アプロステーション)	太田市新田市野井町707

### ◎ 利用日数・時間

- 連続した利用は原則として5日以内です。
- 貸出時間は8時30分から17時までです。

### ◎ 利用手続き

- 運転者全員の登録・審査が必要です。(審査後に福祉自動車借用登録証を発行します)

#### 【登録時に必要な書類】

- ・ 運転免許証
- ・ 自動車保険証券(他車運転特約の加入が必須)

※必ずご利用日の1週間前までに申請してください。

※新規登録は令和8年2月2日(月)から開始します。

※運転免許証または自動車保険の有効期限が過ぎた場合は再登録が必要です。

※自動車保険証券は確認のためコピーを取らせていただきますので、印字されたものを  
ご用意ください。

- ご利用日の予約は、来所または電話にてお願いします。(3か月前から当日まで)

※同月内で予約できる回数は最大3回までとし、一度に予約できる回数は3回までです。

- 利用当日までに、福祉自動車借用申請書を提出してください。

【福祉自動車借用申請書の必要書類】

- ・運転免許証
- ・福祉自動車借用登録証

- 指定給油所で燃料を満タンにし、領収書を提出してください。

- 車両内を清掃・消毒(ハンドルなど)をして返却してください。その後、車の状況を職員と一緒に確認していただきます。

## ◎ 利用上の注意

- 安全上、可能であれば車の座席に移乗し、シートベルトを着用しての走行をおすすめします。  
(走行中も車いすに座っていると、国としての衝突時の安全基準は確保されません。)

## ◎ 事故発生時の対応

- 事故が発生した場合は、速やかに太田市社会福祉協議会へ連絡してください。  
※休日・祝日であった場合は、翌営業日に連絡してください。
- 太田市社会福祉協議会の承諾のないまま、事故の相手などと示談しないでください。
- 事故が発生した場合は、**登録者の自動車保険(他車運転特約)**などで対応していただきます。
- 保険の限度額を超える修理費用または保険免責額以下の修理は登録者に負担していただきます。
- 修理については太田市社会福祉協議会の指定する工場で行っていただきます。

## 利用方法変更内容

	新(令和8年4月1日から)	旧(これまでの利用)
利用登録	<b>必要</b> (登録証が発行されます。登録には、運転免許証、自動車保険証券などが必要です。)	必要なし
事故対応	<b>登録者の自動車保険など (他車運転特約加入が必須です)</b>	社会福祉協議会の自動車保険
利用料金	<b>指定給油所で燃料満タンにして返却 (領収書の提出が必要です)</b>	利用距離による支払い
予 約	利用日の3か月前～ <b>当日</b> まで	利用日の3か月前～3日前まで

社会福祉法人 太田市社会福祉協議会

本 所 太田市飯塚町1549 太田市福祉会館内

TEL 0276-46-6208

西部支所 太田市新田反町831-3 太田市新田福祉総合センター内

TEL 0276-57-2616